

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2020-01

ハイライト：

流行に敏感なファッション製品、デザイン登録もスピーディに	1
大法院2019. 10. 17. 宣告2016DU58543 優先権無効処分取消し[破棄差戻し(特許)]	2
1兆ウォン「世紀の裁判」 - 公取委がクアルコムに勝つ	3
「フローティングホログラム」の特許出願急増	4
微細粉塵低減対策として浮上する「LNG発電」	5
ポストエック、グラフェンを利用して新たな量子通信素子の可能性開く	5



流行に敏感なファッション製品、 デザイン登録もスピーディに

特許庁はファッション、織物生地など早いペースでデザイン開発や消費が進む業界の現状に合わせ、これら製品に対し早期に権利を付与するため、2019年12月からデザイン一部審査登録出願に対する審査処理期間を大幅短縮することとした。

デザイン権の迅速な登録付与は世界的傾向である。市場志向型の制度運営に対する企業ニーズに応じて、欧州や中国では初めから実体審査を省略した無審査制度を実施しており、米国と日本では6~12カ月以上かかる処理期間を補うため、優先審査の申請により2~4ヶ月以内に登録可能となっている。

今回推進するデザイン一部審査登録出願の迅速な処理は、デザインの開発や消費の速度が速いファッション分野などにおいて、出願人ができるだけ早く権利を取得できるようにするものである。これまでのデザイン一部審査登録出願は、出願書に特に問題がなければ、出願から登録までに60日程度かかっていたが、今後は、審査官の増員及び制度の改善によって10日以内に登録可能となった。

特許庁では、手続きをより迅速にするため、争点となるデザイン一部審査登録出願については、複数の審査官が協力する共同審査を実施し、より専門的な審査を行なうために、ファッション・テキスタイル分野の審査官の採用も推進する。また、周知・著名なデザインに関するデータベースを構築して、無分別な模倣出願に対しては、審査過程での点検を継続する予定である。

現在、特許庁にデザイン権として登録されていないデザインは、他人が無断盗用しても権利がないためにデザイン保護法による保護が難しく、他の法律

による保護を望んだとしても時間や費用がかかるため、大概の企業では対応を放棄してしまうケースが多かった。

しかし、特許庁の今回の措置により、ファッション業界では自身のデザインを実施する前に早期にデザイン権を確保できるため、デザイン出願を重要視してこなかったデザイナーも、デザイン権の確保に、より関心を持つことのできるきっかけになると期待している。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今後、デザイン一部審査登録出願の迅速処理による成果を点検し、関連業界の意見を取り入れて、デザイン一部審査登録出願が可能な項目の拡大についても検討する予定」と述べ、「優れたデザインにより、韓流ファッションをリードする韓国企業が、国内外でさらに成長していけるよう、デザイン制度の整備にベストを尽くすつもり」と明らかにした。



特許判例

大法院2019. 10. 17. 宣告2016DU58543 優先権無効処分取消し[破棄差戻し(特許)]

[PCT国際出願人の先出願を基礎とした優先権主張が適法か否か問題となった事件]

◇PCT自己指定出願過程で後出願人が後出願当時、特許出願人変更届を終えていなくとも、特許を受ける権利を承継していれば、優先権主張ができると判断した事例◇

韓国で先に特許出願をした後、これを優先権主張の基礎として、それから1年以内に特許協力条約(以下「PCT」という)で定めた国際出願(以下「PCT国際出願」という)をするとき、指定国を韓国にすることができる(以下「PCT自己指定出願」という)。この場合、優先権主張の条件及び効果は、韓国の法令が定めるところによる[PCT第8条(2)(b)]。

特許を受けようとする者は、自身が特許を受けることのできる権利を有する特許出願において先にした出願(以下「先出願」という)の出願書に最初に添付し

た明細書又は図面に記載された発明を基礎として、その特許出願した発明に関して優先権を主張することができる(特許法第55条第1項)。優先権主張を伴う特許出願された発明のうち、当該優先権主張の基礎となる先出願の最初の明細書などに記載された発明(以下、「先出願発明」という)と同じ発明に関して、新規性、進歩性などの一定の特許要件を適用する場合には、その特許出願は、その先出願をした時(以下「優先権主張日」という)にしたものとみなす(同条第3項)。

したがって、発明者が先出願発明の技術思想を含む後続発明を出願して優先権を主張する場合、先出願発明のうち、後出願発明と同じ部分の出願日を優先権主張日とみなすことになる。かかる国内優先権制度の趣旨は、技術開発が行われ続ける点を勘案し、発明者の累積された成果が特許権で保護されるようにしたものである。

発明をした者又はその承継人は、特許法の定めるところにより、特許を受けることができる権利を有し(特許法第33条第1項の本文)、特許を受けることができる権利は、移転することができるので(特許法第37条第1項)、後出願の出願人が後出願時に「特許を受けることができる権利」を承継した場合には優先権主張をすることができ、後出願時に先出願に対して特許出願人変更届を終えていなければならぬわけではない。特許出願後、特許を受けることのできる権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除いて、特許出願人変更届をしなければその効力が発生しないと規定している特許法第38条第4項は、特許に関する手続きにおいて特許登録を受ける者を容易に確定することにより、出願審査の利便性と迅速性を図るための規定であって、優先権主張に関する手続きに適用されるとみることができない。したがって、後出願の出願人が先出願の出願人と異なっても、特許を受けることのできる権利を承継していれば、優先権が主張できるとみるべきである。

本事件で、韓国に出願された先出願に対する、出願を受けることのできる権利を譲り受けた甲は、上記先出願を基礎として、中国特許庁にPCT国際出願(後出願)をすると共に、各先出願発明に関する優先権を主張した。原告は、甲から上記後出願に関する権利を譲り受けた後、国内段階移行のために特許庁長に上記国際出願(後出願)に関する国内書面を提出し、上記国内書面には、本事件の先出願に関する優先権主張が含ま

れていた。

被告(特許庁長)は、国内優先権を主張することができる者は、先出願の出願人(旧特許法第38条第4項により効力が発生した承継人を含む)であり、先出願人と後出願人は、後出願の出願時点で同一でなければならぬが、原告らの後出願の出願時点での出願人と優先権主張の基礎となった本事件の各先出願の出願人が互いに一致していないという理由で、本事件の各優先権主張を無効にする処分を行った。これに対し、原告らが本事件の処分取消しを求める訴えを提起した事案である。

本事件の先出願の出願人と本事件の後出願の出願人が同一でないため、被告は、本事件の各権利移転契約書などにより甲が優先権を主張できる権利を正当に承継したか否かを確認する必要があるにもかかわらず、これを確認しないまま、国内特許出願を基礎として優先権を主張したPCT国際出願において、後出願当時に特許出願人変更届を終えていなかったという事情のみで、先出願の出願人と後出願の出願人が異なるとみて優先権主張を無効としてはならない、と判断した。

本事件の後出願時に特許出願人変更届が出されていなかったという理由で、原告らの本事件優先権主張を無効にした処分が適法であると判断した原審が、破棄差戻しとなった事例である。

医薬品・食品にも「パルパル」使えない.. 法院、既存の商標「パルパル」も無効判決

今後は、男性用健康機能食品だけではなく、医薬品及び栄養補助を標榜する一般のドリンク剤、栄養補助剤などの食品にも「パルパル(ピンピンしているの意)」を付けた製品名が使用できなくなった。

特許法院は、健康管理用薬剤、栄養補助食品、総合ビタミン剤、栄養補助ドリンクなどに登録された商標「気パルパル」に対し、商標権を無効にするよう判決(事件番号2019HE03687)した。

韓美薬品は、今回の商標権訴訟の勝訴によって、ブランド「パルパル」のオリジナリティが確かなものとなった。韓美薬品は、先にも男性用健康機能食品「青春パルパル」に対する商標権無効訴訟で勝訴した。

今回の判決は、男性用健康機能食品に限定されていた先の判決に続き、栄養剤を標榜する薬剤や栄養補助食品など一般の食品領域分野でも、むやみに「パルパル」を使うことができなくなったという意味をもつ。

法院は、韓美薬品の「パルパル」が、年間で処方調剤額が約300億ウォン(約27.5億円)及び処方量が約900万錠にのぼるなど、勃起不全治療剤市場で不動の1位を維持しており、商標としての「周知性」、「識別力」及び「認知度」などで確固としたものがある点を再度確認した。

韓美薬品の関係者は、「今回の判決で再び『パルパル』という商標の確かな固有性と価値、知名度が認められただけに、『パルパル』というブランドを無断で使用する製品に対しては、厳しく対処する方針」と語った。

紛争

1兆ウォン「世紀の裁判」 - 公取委がクアルコムに勝つ

「クアルコム対公正取引委員会」の裁判で、法院が1兆ウォン(約916億円)台の課徴金を賦課した公正取引委員会(公取委)に軍配を上げ、今後、クアルコムの韓国事業に赤信号がついた。クアルコムは2019年に米国だけでなく、韓国でも独占禁止法(韓国では公正取引法)違反で敗訴している。

今回の事件を担当したソウル高等法院の行政6部が、公正取引法違反(特許権濫用、市場支配的地位の濫用)と判断したクアルコムの行為は、大きく分けて二つとなる。

まず、クアルコムは、自社が保有している移動通信の標準必須特許(SEP)と関連し、競合先であるモデムチップ製造メーカーからのライセンスの要請を拒否または制限してきた。今回の訴訟で公取委側の補助参加人として参加したインテルと台湾のメディアテックは、「クアルコムがLTEや5G産業の標準となる特許の共有を拒否したため、モデムチップの開発・販売に支障をきたした」という論旨を展開した。

法院は、「クアルコムが『FRAND原則』確約に伴う義務を回避した」と判断。自社の技術を産業標準として採択するために、国際標準化機構などに「公正、合理的かつ非差別的」(FRAND・Fair, Reasonable And Non-Discriminatory)に特許を提供すると約束したが、クアルコムがこれを守らなかったという趣旨だ。クアルコムは、LTE・5Gモデムチップセット分野で世界1位であり、現在、通信分野で最も多いSEP(約2万5000件)を保有している。

次に、クアルコムは、モデムチップセットの供給契約と特許ライセンス契約を連携させ、サムスン、LG、ファーウェイなどの製造メーカーと契約を締結した。これは、クアルコムの主要ビジネスモデルである。携帯電話メーカーに3G、LTE、5Gモデムを販売する際、モデムだけでなく特許共有交渉を並行して行い、できるだけ多くの特許使用料を受け取ろうという戦略だ。法院はこれを、「クアルコムの市場支配力濫用」と認めた。

アップルをはじめとしたスマートフォンメーカーは、クアルコムのビジネスモデルに、これまでの不満を吐露した。「泣く泣く」交渉に応じ、モデムと共に特許契約を締結してきた。アップルは、2019年5月にクアルコムと6年(4+2年)の特許ライセンス契約を結び、その2カ月後にはインテルのモバイルモデム事業部を買収している。

法院は、公取委が問題視した3つ目の行為(包括的ライセンス締結)については、「競争の制限性が認められない」と判決した。法院は、公取委が賦課した約1兆300億ウォン(約943億円)の課徴金はそのまま維持した。上記2つの行為だけで、課徴金賦課の要件が満たされるとみためだ。公取委の是正命令10件のうち、包括的ライセンスと連携する2件は取消すよう判決した。

今回の判決が確定すれば、サムスンやLGエレクトロニクスが、今後、クアルコムから5Gモデムチップを購入する際に有利となり得る。自社のモデム使用量を減らしたスマートフォンメーカーにクアルコムが特許使用料をさらに高く賦課する行為、そして、特許の抱き合わせ販売の慣行も制限される可能性が高まる。

LGは、今回の事件で公取委側の補助参加人として参加した。同社は2019年8月にクアルコムとのクロスライセンス契約を更新した。クアルコムが同年5月に米カリフォルニア州サンノゼの連邦地裁の判決で敗訴(独占禁止法違反)してから3ヶ月後だった。LGとは異なり、サ

ムスは2018年2月にクアルコムとクロスライセンスを締結した後、今回の裁判でも公取委側の補助参加人から外れた。

クアルコムは、今回の事件を大法院に上告するとし、1兆300億ウォンの史上最大の課徴金をめぐるクアルコムと公取委との法廷争いは、大法院で終結する見通しだ。

出願動向

「フローティングホログラム」の特許出願急増

-フローティングホログラムの特許出願増加、中小企業・個人が主導

ホログラムなどのリアルな映像を提供する「フローティングホログラム」技術が注目を浴びる中で関連特許の出願が急増している。

特許庁によると、過去10年間(2009~2018年)のフローティングホログラム関連の出願は75件であり、2012年までは3件に過ぎなかったものが、2013年以降本格的に出願され、毎年平均24%ずつ増加している。

出願人別の割合は、中小企業30.7%、個人24.0%、大企業24.0%、大学・研究所18.7%、その他2.6%の順であり、特に中小企業と個人の出願が目立っている。

中小企業、個人の出願が目立つ原因としては、フローティングホログラム分野は商用化されているため進出しやすく、公演、展示、ゲーム、広告など多様な分野での活用を模索する段階となり、中小企業や個人の独創的なアイデアをベースにした出願が活発になってきたためと分析される。

例えば、スマートフォンを映像ソースとして活用し、小さな舞台を演出するホログラム表示装置、ユーザを撮影してそれに対応するバーチャルアバターをフローティングホログラムで表示するゲーム装置、スマートフォンスタンドの機能を兼ねる携帯用ホログラム表示装置、博物館展示用ホログラム表示装置など、様々な分野での活用アイデアをベースにした発明が出願されて

いる。これらを通じ、フローティングホログラムを活用した多様な市場が創出されることが期待できる。

大企業による出願では、通信3社(KT、SKテレコム、LGUプラス)が72.2%を占め、5Gの商用化と共に、超高速通信網とフローティングホログラムを結合した様々な応用方法の研究が活発に行われていることが分かった。

特許庁は、「フローティングホログラム技術は、その活用範囲が広まる段階にあり、独創的なアイデアをベースに様々なビジネスアイテムが発掘できる分野」としつつ、「まだ初期段階にあるホログラムディスプレイ市場において、韓国企業が優位を占めるためには、収益性の高い高品質な特許を確保することが大切」と強調した。

微細粉塵低減対策として浮上する 「LNG発電」

過去5年間(2014~2018)特許庁に出された発電用ガスタービン関連特許の出願増加

硫黄酸化物などの大気汚染物質や微細粉塵(PM2.5)をほとんど排出しない、より環境に優しい発電方法として評価されているLNG(液化天然ガス)発電の中核部品である、ガスタービンの特許出願が活発だ。

特許庁によると、発電用ガスタービン関連特許は、過去10年間(2009~2018年)に1,049件出願され、2009~2013年の平均は60件/年であったが、2014~2018年には150件/年となり著しく増加している。

政府は、今後2017年から2030年に至る10年余りに、石炭や原子力の割合が10%前後まで減少するのに対し、新再生発電は10%以上大幅増加し、LNG発電も2%程度の増加が続くことを展望している。

新再生発電で短期間に全ての電力需要をまかなうためには、現実的に幾つもの困難があることを勘案すると、LNG発電は石炭や原子力発電に比べて環境や安全面でメリット大であり、その中核部品である発電用ガスタービンの研究開発や特許出願が活発であることは、大きな力となる現象だ。

ここ10年間、三菱と斗山重工業はそれぞれ292件及び237件出願しており、全体の50%以上を占めている。特に斗山重工業は、三菱とのライセンス契約が2017年に満了となりその前後3年間に171件出願するなど、同期

間113件であった三菱に差をつけて技術や特許競争力を確保してきた。

この他にも、韓国電力関連の発電会社が69件、機械研究院など国策研究所が66件出願しており、世界のガスタービン市場でシェア1、2位を占めるゼネラル・エレクトリック(米国)及びシーメンス(ドイツ)はそれぞれ62件及び36件出願している。

技術別には、ガスタービンの運転効率向上の中核技術であるガスタービン制御(351件)、燃焼装置(228件)、冷却装置(155件)に関する出願が最も多く、その他にも漏洩防止をはじめとした安全関連技術、メンテナンス技術など、多様な分野の出願が活発だ。

特許庁は、「2030年までにLNG発電の割合を18.8%まで上げることとした政府の計画に照らしてみると、発電用ガスタービン市場の成長は持続するだろう」とし、「ガスタービン分野における韓国企業の知的財産権確保の努力は、中核部品を国産化する上で強い支えになるはず」と強調した。

最新技術

ポストエック、グラフェンを利用して 新たな量子通信素子の可能性開く

量子情報通信は、情報社会のパラダイムを変える新技術といわれる。量子コンピュータは、もつれや重ね合わせのような量子力学的な現象を利用して演算を処理するコンピュータであるが、一回の演算で複数の計算を同時に処理することができるので、情報処理能力に優れていて、情報処理量が増えるほど演算処理速度はこれまでのコンピュータに比べて幾何学的に速くなる。このような量子コンピュータを実現するためには、粒子間の量子力学的状態のもつれの効率を最大限高めなければならない。最近、POSTECH(浦項工科大学)の研究チームが、グラフェンを利用して高効率の「量子もつれ」を実現した。

POSTECH物理学科の研究チームは、量子もつれを誘導するために複層グラフェンを六方晶窒化ホウ素(hBN)結晶膜で保護し、グラフェンで無秩序に散乱する電子を最小化した。また、複層グラフェンを垂直に積んで、

この2つの複層グラフェンの端を超伝導物質で連結した量子もつれ素子を作製することに成功した。同研究の成果は、米国化学会国際学術誌「Nano Letters」の最新号に発表された。

これまで、量子もつれを誘導するために、複数の種類の物理的な構造を利用する研究が進められてきた。例えば、レーザー光線でイオンや原子を操作する「イオントラップ」、極低温で電気抵抗がなくなって電力の損失なく電流が流れる「超伝導体」、シリコンなどの半導体に電子が通る道を制御する方法などである。

研究チームは、グラフェンが炭素からなる現存の最も薄い導体でありながら、電子を銅やシリコンに比べ数百倍もよく移動させる点に注目した。複層グラフェン間の間隔を超伝導コヒーレンス長よりもずっと薄くし、複層グラフェンの特異なバンド構造を用いて量子もつれ現象と共に起こる付随現象などを効果的に遮断して、純粋な量子もつれ効率を画期的に向上させた。

二次元物質を垂直に積み上げ、多様な機能性を実現する素子開発を競い合っている中で、今回の研究は、二次元物質である複層グラフェンと超伝導を結合させて、従来の超伝導電子対の量子もつれ効率を向上させた点で注目を集めている。同研究チームは、ここ数年に渡り学界から高く関心をもたれていたグラフェンと超伝導を接合させたジョセフソン接合の研究でも国際的な注目を受け、これが今回の後続研究の根幹となってきた。

研究を主導したイ・フジョン教授は、「今回の研究成果は、今後、グラフェンを含む二次元物質を利用した量

子もつれなどの量子素子の開発に新たな活路を開くものと期待される」と明らかにした。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr